

行田市商工業振興条例

平成20年7月1日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、商工業の発展が地域の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、商工業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の安定及び強化並びに商工業の健全な発展を促進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

事業者 市内において商工業を営む個人又は法人をいう。

商店街 市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。

経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会その他市内における商工業の振興を図ることを目的とする団体をいう。

(基本方針)

第3条 商工業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力をもとに、市、事業者、経済団体及び市民が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進していくことを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、商工業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

商業については、商店街と大規模小売店舗との共存共栄による活性化を図るとともに、商店街のにぎわい及び交流の場の創出並びに消費者の利便の向上のための環境整備等を推進すること。

工業については、良好な操業環境及び人材の確保に努めるとともに、既存企業の高度化をはじめ、異業種、大学等との連携及び交流を図り、新たな事業の創出及び起業家の育成を推進すること。

(市の役割)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる商工業の振興に関する施策を実施するものとする。

事業者の経営基盤を安定させるための施策

商店街の活性化のための施策

地域工業の活性化のための施策

商工業における地産地消を推進するための施策

勤労者の福利厚生の上昇を図るための施策

事業者の地域貢献を促進するための施策

観光客を増加させるための施策

その他市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、事業者、経済団体、大学等との連携及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、生活環境との調和並びに市民生活の安定及び安全確保に配慮し、自らの創意工夫により経営基盤の安定及び強化、経営の革新、人材の育成、従業員の福利厚生の実現等に努めるものとする。

2 事業者は、商工業の振興の中心的役割を果たす商工会議所、商工会、商店会、工業団体等に積極的に加入するよう努めるとともに、市及び経済団体が行う商工業の振興のための事業に参加し、協力するよう努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、商店会が地域のにぎわい及び交流の場を提供する事業を実施するときは、応分の負担等により、当該事業に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、地域から有形無形の恩恵を享受していること及び自らが地域の一員であることを認識し、次に掲げる地域貢献事業の実施に努めるものとする。

地域社会の活性化対策

地域における雇用対策

ごみの減量その他の環境対策

防犯対策

青少年の非行防止対策

防災対策

地産地消の推進対策

その他市長が必要と認める対策

(経済団体の役割)

第 6 条 経済団体は、事業者の事業活動に関する支援を行うとともに、市等と協力し、商工業の振興のための施策を実施するよう努めるものとする。

2 経済団体は、前項に規定する支援及び施策を実施するため、事業者の積極的な参加を求めるよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第 7 条 市民は、商工業の発展が自らの生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(商工業の振興の推進に当たっての措置等)

第 8 条 市は、商工業の振興の推進に当たっては、事業者、経済団体、学識経験者等の意見を聴くとともに、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。